第３期大阪府地域福祉支援計画（案）の概要　　[読み上げ版]

１　計画策定の趣旨

地域福祉を取り巻く課題は、急速に進展する少子高齢化などの社会・経済・雇用の構造変化を受けて複雑・多様化しており、これら今日的な変化への柔軟かつ機敏な対応が求められています。

第３期大阪府地域福祉支援計画では、これら地域福祉を取り巻く環境変化を　踏まえ、一層の公民協働と要援護者に対する総合的な支援体制の構築により、地域福祉のセーフティネットの充実・強化に取り組みます。

計画策定にあたっては、地域福祉推進に向けた原則（「人権の尊重と住民主体　の福祉活動」「ソーシャル・インクルージョン」「ノーマライゼーション」）を踏まえ、『多様な主体の参画とパートナーシップ（福祉協働）の推進』『都市特有の福祉・生活課題への対応（狭間の解消と分野連携）』『分権社会をリードする地域福祉の推進』の基本視点に沿って、施策の体系化と取組みの重点化を図ります。

　　※地域福祉を取り巻く状況の変化

《人口・世帯構造の変化》

人口減少と超高齢社会の進展の中で、大阪の都市部を中心に核家族化の進行や世帯構造が変化（高齢世帯・単独高齢世帯の増加）。家庭・地域の相互扶助機能、地域コミュニティ機能が希薄化。

《経済・雇用情勢の影響》

リーマン・ショックによる経済・雇用情勢の悪化に伴い、生活困窮者問題が深刻化。全国で最も高い生活保護率と子どもの貧困問題、高校中途退学の増加など複合的な課題を抱える。

《東日本大震災等の大規模災害の発生》

東日本大震災等の教訓を活かし、今後の大規模な自然災害等に備え、高齢者　　や障がい者等の避難行動要支援者への避難支援体制の構築が急務に。

２　計画の位置づけ

社会福祉法第108条に基づく都道府県地域福祉支援計画。

高齢、障がい、子ども等、福祉の各計画と連携を図りつつ、就労、教育、医療等と連携強化を図ることで、複雑な課題を抱える人々を支えるセーフティネット構築等を定めます。

３　計画の目標・期間

計画目標

『誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会』

『地域のつながりの中で、ともに支え、ともに生きる地域社会』

『あらゆる主体の協働により福祉活動が実践される地域社会』

期間

平成27年度から平成31年度の５年間

４．地域福祉施策の方向性

（１）地域福祉のセーフティネットを拡げ、強くする

（２）地域福祉を担う多様な人づくりをすすめる

（３）地域の生活と福祉を支える基盤を強化する

（４）市町村の自主性・創造性を育み、その取組みを積極的にサポートする

５　地域福祉を推進する重点取組み

（１）地域福祉のセーフティネットを拡げ、強くする

①地域福祉のコーディネーター（ＣＳＷ等）の協働

ＣＳＷを中心に各コーディネーターの協働体制づくり

庁内関係部局や関係機関と検討を進め、子育て・教育・医療・介護等の分野を横断した支援の総合化

②「大阪方式」の生活困窮者自立支援システムの構築

社会福祉法人や市町村等の連携による「自立相談支援から職業的自立まで一気通貫」に取組むシステムの構築

③大規模災害時等における避難行動要支援者に対する支援体制の充実

市町村における「避難行動要支援者名簿」「同支援プラン」の作成促進等、　　災害時の避難支援体制の充実

④分野別計画（高齢者・障がい者・子ども）等との連携の促進

（２）地域福祉を担う多様な人づくりをすすめる

①民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり

②多様なボランティアの参加促進・機会創出

社会福祉協議会と連携による福祉・ボランティアに関する情報提供。福祉活動への参加促進や交流機会拡大

③福祉・介護を支える専門人材の確保

養成・スキルアップの研修や、職場への定着支援・モチベーションの向上のためのキャリアパスの設定を推進

（３）地域の生活と福祉を支える基盤を強化する

①社会福祉協議会に対する活動支援

地域の実情に応じた福祉サービスの提供や相談事業、小地域ネットワーク活動等により、地域福祉力の強化

②第三者評価等による福祉サービスの質の向上

第三者評価受審や事業者による苦情解決の体制整備、第三者委員設置の促進の制度周知・啓発の強化

③権利擁護事業の推進

　　　　日常生活自立支援事業の利用者増加への対応

　　市民後見人の養成

④福祉基金の活用・推進

⑤地域生活定着支援センターの運営

⑥安心・安全な福祉のまちづくりの推進

福祉有償運送制度の安定的運営、都市施設のバリアフリー化など安心・安全なまちづくりの総合的推進

⑦社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

（４）市町村の自主性・創造性を育み、その取組みを積極的にサポートする

①地域の実情に合わせた施策立案の支援

　　　　大阪府地域福祉・子育て支援交付金の効果的な活用

②市町村地域福祉計画等の策定・改訂支援

　　　　市町村への施策情報の提供や、意見交換、連絡調整